

農山漁村振興交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農山漁村振興交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">〔 制 定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号 最終改正 <u>平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2249 号</u> 農林水産事務次官依命通知 〕</p> <p>第 1 （略）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第 2 交付金は、<u>地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組</u>までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進することを目的とする。</p> <p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第 3 に定める農山漁村振興推進計画に基づき、実施要綱第 2 の 2 の（1）に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p><u>（1）農山漁村普及啓発対策</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ア 地域活性化対策</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 都市農業機能発揮対策</u></p> <p><u>（2）農山漁村交流対策</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ア 農泊推進対策</u></p>	<p style="text-align: center;">農山漁村振興交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">〔 制 定 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号 最終改正 <u>平成 30 年 2 月 1 日付け 29 農振第 1768 号</u> 農林水産事務次官依命通知 〕</p> <p>第 1 （略）</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第 2 交付金は、<u>農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組</u>を総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進することを目的とする。</p> <p>（交付の対象及び交付率）</p> <p>第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第 3 に定める農山漁村振興推進計画に基づき、実施要綱第 2 の 2 の（1）に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。</p> <p><u>（1）都市農村共生・対流及び地域活性化対策</u></p> <p><u>（2）山村活性化対策</u></p> <p><u>（3）農山漁村活性化整備対策</u></p> <p><u>（4）農泊推進対策</u></p> <p><u>（5）農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業</u></p>

イ 農福連携対策

(3) 農山漁村定住促進対策

ア 山村活性化対策

イ 農山漁村活性化整備対策

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表1に定めるところによる。

3 別表1の区分の2の(1)のウの(イ)及び3の(2)に掲げる事業については、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)第7の2に規定する交付金の額の限度(以下「交付限度額」という。)の年度ごとの交付限度額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付対象事業ごとに「交付限度額} \times \text{A} - \text{B}」\text{により算出した額の合計額}$$

A：交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B：前年度末までに交付された交付金の総額
進捗率：交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

4 (略)

(流用の禁止)

第4 別表1の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする事業実施主体(別表1の区分の2の(1)のウの(イ)及び3の(2)に掲げる事業にあつては、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領第5の4の規定により活性化計画を提出した計画主体。以下「事業実施主体等」という。)は、別表2において左欄に掲げる事業実施主体等の

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

3 第1項の(3)の農山漁村活性化整備対策において、農山漁村振興交付金実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2326号)農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)別紙5の第6の2に規定する交付金の額の限度(以下「交付限度額」という。)の年度ごとの交付限度額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付対象事業ごとに「交付限度額} \times \text{A} - \text{B}」\text{により算出した額の合計額}$$

A：交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B：前年度末までに交付された交付金の総額
進捗率：交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

4 (略)

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする事業実施主体(別表の3の事業にあつては、実施要領別紙5の第4の4の規定により活性化計画を提出した計画主体。以下「事業実施主体等」という。)は、交付申請書正副2部を地方農政局長等(別表の1の(3)⑥及び4の(4)②の事業にあつては大臣、別表の1の(1)、(2)及び(3)①か

区分に応じ、右欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付申請書正副2部を提出しなければならない。

2 (略)

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 交付決定者は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体等に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 事業実施主体等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第9 (略)

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 事業実施主体等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

ら⑤まで、2、3、4の(1)から(3)まで及び(4)①並びに5の事業にあっては、事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 (略)

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体等に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 事業実施主体等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第9 (略)

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 事業実施主体等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(3) (略)

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第12 事業実施主体等は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類1部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第13 事業実施主体等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第14 事業実施主体等は、交付事業の交付決定に係る年度の各四半期(第1・四半期及び第4・四半期を除く。別表1の2の(1)のウ、(2)のア及び(3)のイ並びに3の(2)の事業にあつては、12月とする。)の末日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書1部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体等は、交付事業を完了したときは、その日から、

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第12 事業実施主体等は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類1部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第13 事業実施主体等は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第14 事業実施主体等は、交付事業の交付決定に係る年度の各四半期(第1・四半期及び第4・四半期を除く。別表の1の(3)①及び③、3、4の(3)並びに5の(2)の事業にあつては、12月とする。)の末日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書1部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体等に対して当該交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体等は、交付事業を完了したときは、その日から、

一月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 （略）

3 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第16 交付決定者は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体等に通知するものとする。

2 交付決定者は、事業実施主体等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 （略）

（交付決定の取消等）

第17 交付決定者は、第10第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 （略）

3 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業実施主体等に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、事業実施主体等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 （略）

（交付決定の取消等）

第17 地方農政局長等は、第10第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 事業実施主体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく 交付決定者 の処分若しくは指示に違反した場合

(2)～(4) (略)

2 交付決定者 は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者 は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 (略)

(財産の管理等)

第18 (略)

(財産の処分の制限)

第19 (略)

2 (略)

3 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ 交付決定者 の承認を受けなければならない。

4 (略)

(交付金の経理)

第20 (略)

2 (略)

3 事業実施主体等は、処分を制限された取得財産等 について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第21・第22 (略)

(1) 事業実施主体等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく 地方農政局長等 の処分若しくは指示に違反した場合

(2)～(4) (略)

2 地方農政局長等 は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等 は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 (略)

(財産の管理等)

第18 (略)

(財産の処分の制限)

第19 (略)

2 (略)

3 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ 地方農政局長等 の承認を受けなければならない。

4 (略)

(交付金の経理)

第20 (略)

2 (略)

3 事業実施主体等は、取得財産等 について、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第21・第22 (略)

附 則

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、都市農業機能発揮対策事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2002 号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この通知による改正前の農山漁村振興交付金交付要綱及び前項の規定による廃止前の都市農業機能発揮対策事業交付要綱により平成 29 年度までに着手した事業並びにこの通知による改正前の農山漁村振興交付金交付要綱の第 3 の 1 の（5）に掲げる事業のうち平成 30 年度に着手するものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

農山漁村振興交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号農林水産事務次官依命通知）別表一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後				現行			
<u>別表 1</u>				<u>別表</u>			
区分	経費	交付率	軽微な変更	区分	経費	交付率	軽微な変更
<u>1 農山漁村普及啓発対策</u>			<u>次に掲げる変更以外の変更</u> <u>1 事業費の3割以上の増減</u> <u>2 事業実施主体の名称の変更</u>	<u>1 都市農村共生・対流及び地域活性化対策</u>			<u>次に掲げる変更以外の変更</u> <u>1 事業費の3割以上の増減</u> <u>2 事業実施主体の名称の変更</u>
<u>(1) 地域活性化対策</u>				<u>(1) 地域資源活用対策</u>	<u>実施要領別紙1の別表の事項の欄の1に掲げる事業の実施に要する経費</u>	定額	
<u>ア 活動計画策定事業</u>	<u>農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知）別表の事業の種類欄の1に掲げる事業の実施に要する経費</u>	定額		<u>(2) 人材活用対策</u>	<u>実施要領別紙1の別表の事項の欄の2に掲げる事業の実施に要する経費</u>	定額	
<u>イ 人材活用事業</u>	<u>農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領別表の事業の種類欄の2に掲げる事業の実施に要する経費</u>	定額		<u>(3) 農福連携対策</u>			
				<u>①福祉農園等整備事業</u>	<u>実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる（1）のアの事業の実施に要する経費</u>	1/2 以内	
<u>(2) 都市農業機能</u>				<u>②福祉農園等支援事業</u>	<u>実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち</u>	定額	

<p><u>発揮対策</u></p> <p><u>ア 都市農業機能発揮支援事業</u></p> <p><u>イ 都市農業共生推進等地域支援事業</u></p>	<p><u>農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知）別表第1の事項欄の1に掲げる事業の実施に要する経費</u></p> <p><u>農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領別表第1の事項欄の2に掲げる事業の実施に要する経費</u></p>	<p><u>定額</u></p> <p><u>定額</u></p>			<p><u>③受入環境整備事業</u></p> <p><u>④農作業等支援サポーター育成・派遣事業</u></p> <p><u>⑤就農等支援研修事業</u></p> <p><u>⑥農福連携普及啓発等推進対策事業</u></p>	<p><u>具体的な事業内容の欄に掲げる（1）のイの事業の実施に要する経費</u></p> <p><u>実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる（2）のアの事業の実施に要する経費</u></p> <p><u>実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる（2）のイの事業の実施に要する経費</u></p> <p><u>実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる（2）のウの事業の実施に要する経費</u></p> <p><u>実施要領別紙1の別表の事項の欄の3に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる（3）の事業の実施に要する経費</u></p>	<p><u>1/2 以内</u></p> <p><u>定額</u></p> <p><u>定額</u></p> <p><u>定額</u></p>	
<p><u>2 農山漁村交流対策</u></p> <p><u>（1）農泊推進対策</u></p> <p><u>ア 農泊推進事業</u></p>	<p><u>農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）別表1の事項欄の1に掲げる事業の</u></p>	<p><u>定額</u></p>	<p><u>次に掲げる変更以外の変更</u></p> <p><u>1 事業費の3割以上の増減</u></p> <p><u>2 事業実施主体の名称の変更</u></p>		<p><u>2 山村活性化対策</u></p>	<p><u>実施要領別紙3の別表の具体的な事業内容の欄に掲げる事業の実施に要する経費</u></p>	<p><u>定額</u></p>	<p><u>次に掲げる変更以外の変更</u></p> <p><u>1 事業費の3割以上の増減</u></p> <p><u>2 事業実施主体</u></p>

	<u>のうち具体的な事業内容欄の(3)に掲げる事業の実施に要する経費</u>			
<u>ウ 普及啓発等推進対策事業</u>	<u>農山漁村振興交付金(農福連携対策)実施要領別表の事項欄の3に掲げる事業の実施に要する経費</u>	定額		
<u>(3) 農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業</u>				
<u>ア 泊食分離推進事業</u>	<u>農山漁村振興交付金(農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2963号農林水産省農村振興局長通知)別表の事項欄の1に掲げる事業の実施に要する経費</u>	<u>定額(ただし、農山漁村振興交付金(農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業)実施要領別表の事項欄の1に掲げる事業のうち具体的な事業内容の欄に掲げる(4)の取組については1/3以内とする。)</u>		
<u>イ 泊食分離施設整備事業</u>	<u>農山漁村振興交付金(農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業)実施要領別表の事項欄の2に掲げる事業の実施に要する経費</u>	1/2以内		
<u>3 農山漁村定住促進対策</u> <u>(1) 山村活性化対</u>			<u>次に掲げる変更以外</u>	

<p><u>策</u></p> <p><u>ア 山村活性化対策事業</u></p> <p><u>イ 商談会開催事業</u></p> <p><u>(2) 農山漁村活性化整備対策</u></p>	<p><u>農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2261号農林水産省農村振興局長通知)別表の事項欄の1に掲げる事業の実施に要する経費</u></p> <p><u>農山漁村振興交付金(山村活性化対策)実施要領別表の事項欄の2に掲げる事業の実施に要する経費</u></p> <p><u>ア 事業費</u> <u>農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領別表1の交付対象事業の欄に掲げる事業の実施に要する経費</u></p>	<p><u>定額</u></p> <p><u>定額</u></p> <p><u>定額(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領別表1の交付額算定交付率の欄に掲げる交付額算定交付率(定額、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10))</u></p>	<p><u>の変更</u></p> <p><u>1 事業費の3割以上の増減</u></p> <p><u>2 事業実施主体の名称の変更</u></p> <p><u>次に掲げる変更以外の変更</u> <u>事業メニューの新設又は廃止</u></p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<u>イ 附帯事務費</u> <u>アの事業に係る事務であって、都道府県が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</u>	<u>定額（1/2以内）</u>		
	<u>アの事業に係る事務であって、市町村等が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</u>	<u>定額（1/2以内）</u>		

別表2（第5から第8まで、第10、第12から第17まで及び第19関係）

（新設）

農山漁村振興交付金に係る交付決定者

事業実施主体等の区分	交付決定者						
<u>都市農業機能発揮支援事業、 農泊推進対策のうち広域ネットワーク推進事業（全国単位における取組）、 普及啓発等推進対策事業、 商談会開催事業の事業実施主体等</u>	<u>農林水産大臣</u>						
<u>上記以外の事業の事業実施主体等</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="309 1043 831 1121"> <u>事業の実施地域が北海道に所在する事業実施主体等</u> </td> <td data-bbox="831 1043 1095 1121"> <u>農林水産大臣</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1121 831 1200"> <u>事業の実施地域が沖縄県に所在する事業実施主体等</u> </td> <td data-bbox="831 1121 1095 1200"> <u>内閣府沖縄総合事務局長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1200 831 1316"> <u>事業の実施地域が北海道及び沖縄県以外の都府県に所在する事業実施主体等</u> </td> <td data-bbox="831 1200 1095 1316"> <u>事業の実施地域を管轄する地方農政局の長</u> </td> </tr> </table>	<u>事業の実施地域が北海道に所在する事業実施主体等</u>	<u>農林水産大臣</u>	<u>事業の実施地域が沖縄県に所在する事業実施主体等</u>	<u>内閣府沖縄総合事務局長</u>	<u>事業の実施地域が北海道及び沖縄県以外の都府県に所在する事業実施主体等</u>	<u>事業の実施地域を管轄する地方農政局の長</u>
<u>事業の実施地域が北海道に所在する事業実施主体等</u>	<u>農林水産大臣</u>						
<u>事業の実施地域が沖縄県に所在する事業実施主体等</u>	<u>内閣府沖縄総合事務局長</u>						
<u>事業の実施地域が北海道及び沖縄県以外の都府県に所在する事業実施主体等</u>	<u>事業の実施地域を管轄する地方農政局の長</u>						

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。

農山漁村振興交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号農林水産事務次官依命通知）別記様式一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行																																				
<p>別記様式第 1 号（第 5 関係）</p> <p>平成 年度農山漁村振興交付金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p><u>別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者</u></p> <p>住 所（地方公共団体の場合は省略） 団 体 名（地方公共団体の場合は省略） 代表者役職（都道府県知事、市町村長） 氏 名 印</p> <p>平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村振興交付金交付要綱第 5 の規定に基づき、 円を交付されたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 経費の配分及び負担区分</p>	<p>別記様式第 1 号（第 5 関係）</p> <p>平成 年度農山漁村振興交付金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p><u>別表の 1（3）⑥及び 4（4）②の事業にあつては農林水産大臣、別表の 1（1）、（2）及び（3）①から⑤まで、2、3、4（1）から（3）まで及び（4）①並びに 5 の事業にあつては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長</u></p> <p>住 所（地方公共団体の場合は省略） 団 体 名（地方公共団体の場合は省略） 代表者役職（都道府県知事、市町村長） 氏 名 印</p> <p>平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村振興交付金交付要綱第 5 の規定に基づき、 円を交付されたく申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 経費の配分及び負担区分</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">事業に要する経費</th> <th colspan="4">負担区分</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>国庫交付金</th> <th>都道府県費</th> <th>市町村費</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事業に要する経費	負担区分				備 考	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他								<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">事業に要する経費</th> <th colspan="4">負担区分</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>国庫交付金</th> <th>都道府県費</th> <th>市町村費</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事業に要する経費	負担区分				備 考	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他							
区 分			事業に要する経費	負担区分				備 考																													
	国庫交付金	都道府県費		市町村費	その他																																
区 分	事業に要する経費	負担区分				備 考																															
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他																																

	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	
<p>1 ○○対策 (1) △△対策 ア ××事業 (ア) □□</p> <p>※別表1の区分の欄に掲げる区分を記載する。</p>							<p>1 都市農村共生・対流及び地域活性化対策 (1) 地域資源活用対策 (2) 人材活用対策 (3) 農福連携対策 ① 福祉農園等整備事業 ② 福祉農園等支援事業 ③ 受入環境整備事業 ④ 農作業等支援サポーター育成・派遣事業 ⑤ 就農等支援研修事業 ⑥ 農福連携普及啓発等推進対策事業</p> <p>2 山村活性化対策</p> <p>3 農山漁村活性化整備対策 事業費 都道府県附帯事務費 市町村附帯事務費</p> <p>4 農泊推進対策 (1) 農泊推進事業 (2) 人材活用事業 (3) 施設整備事業 (4) 広域ネットワーク推進事業 ① 都道府県単位に</p>						

合	計					

<u>おける取組</u> <u>②全国単位における取組</u>						
<u>5 農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業</u> <u>(1) 泊食分離推進事業</u> <u>(2) 泊食分離施設整備事業</u>						
合	計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 (略)

4 (略)

5 収支予算

5 収支予算

(1) (略)

(1) (略)

(2) 支出の部

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
<u>1 〇〇対策</u> <u>(1) △△対策</u> <u>ア ××事業</u> <u>(ア) □□</u>					

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
<u>1 都市農村共生・対流及び地域活性化対策</u> <u>(1) 地域資源活用対策</u> <u>(2) 人材活用対策</u> <u>(3) 農福連携対策</u> <u>①福祉農園等整備事業</u> <u>②福祉農園等支援事業</u>					

※別表1の区分の欄に掲げる区分を記載する。

- 業
- ③受入環境整備事業
- ④農作業等支援サポーター育成・派遣事業
- 業
- ⑤就農等支援研修事業
- 業
- ⑥農福連携普及啓発等推進対策事業

2 山村活性化対策

3 農山漁村活性化整備対策

- 事業費
- 都道府県附帯事務費
- 市町村附帯事務費

4 農泊推進対策

- (1) 農泊推進事業
- (2) 人材活用事業
- (3) 施設整備事業
- (4) 広域ネットワーク

推進事業

- ①都道府県単位における取組
- ②全国単位における取組

5 農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業

- (1) 泊食分離推進事業
- (2) 泊食分離施設整備事業

合	計				
---	---	--	--	--	--

(削る。)

予算議決 (又は予算議決予定) 平成 年 月 日
(事業実施主体等が地方公共団体の場合に記載する。)

6 添 付 書 類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算 (直近の収支決算)

(削る。)

(4) 別表1の区分の2の(1)のウの(イ)及び3の(2)に掲げる経費
 にあつては、地区別事業内容及び配分表 (別紙1)

(5) 地方公共団体が間接交付事業者に交付金を交付する場合は、 都道府県
 又は市町村の交付金の交付に関する規程又は要綱

(注) 1 地方公共団体が事業実施主体等の場合は、(1) から (3) までの添付を要しない。

2 (1) から (3) までは、公募に応募した際等に提出した資料に添付したものから変更があった場合に添付すること。

(削る。)

別記様式第3号 (第10関係)

平成 年度農山漁村振興交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

合	計				
---	---	--	--	--	--

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

予算議決 (又は予算議決予定) 平成 年 月 日
(事業実施主体等が地方公共団体の場合に記載する。)

6 添 付 書 類

- (1) 事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約
- (2) 資金及び負債に関する事項が分かる書類
- (3) 収支予算 (直近の収支決算)

(4) 別表の区分の1(3)に掲げる経費にあつては、事業の概要のわかる
実施設計書及び図面等

(5) 別表の区分の3に掲げる経費にあつては、地区別事業内容及び配分表
 (別紙1)

(6) 都道府県又は市町村の交付金の交付に関する規程又は要綱

(注) 1 地方公共団体が事業実施主体等の場合は、(1) から (4) までの添付を要しない。

2 (1) から (4) までは、公募に応募した際等に提出した資料に添付したものから変更があった場合に添付すること

3 地方公共団体以外が事業実施主体等の場合は、(6)の添付を要しない。

別記様式第3号 (第10関係)

平成 年度農山漁村振興交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

<p>別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、 それぞれ同表右欄に掲げる者</p> <p>(以下略)</p>	<p>別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、 別表の1(1)、(2)及び(3)①から⑤まで、2、3、4(1)から(3)まで及び(4)①並びに5の事業にあつては事業を実施しようとする 地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は 地方農政局長</p> <p>(以下略)</p>
<p>別記様式第4号(第13関係)</p> <p>平成 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>官署支出官地方農政局総務部長殿</p> <p><u>交付決定者が大臣である事業にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、</u> <u>交付決定者が内閣府沖縄総合事務局長である事業にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長、</u> <u>交付決定者が地方農政局長である事業であつて、事業を実施しようとする地域が北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在</u> <u>する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、その他の都府県に所在する場合は官署支出官地方農政局総務部長</u></p> <p style="text-align: right;">住 所 (地方公共団体の場合は省略) 団 体 名 (地方公共団体の場合は省略) 代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知の あつた事業について、下記により金 円を概算払いによって交付 を受けるため、農山漁村振興交付金交付要綱第13の規定に基づ き、下記のとおり請求する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>別記様式第4号(第13関係)</p> <p>平成 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>官署支出官地方農政局総務部長殿</p> <p><u>別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、</u> <u>別表の1(1)、(2)及び(3)①から⑤まで、2、3、4(1)から(3)まで及び(4)①並びに5の事業にあつては事業を実施しようとする地</u> <u>域が北海道に所在する場合は官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所</u> <u>在する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、沖縄県に所在する場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長、その他の都府県に所在する場</u> <u>合は官署支出官地方農政局総務部長</u></p> <p style="text-align: right;">住 所 (地方公共団体の場合は省略) 団 体 名 (地方公共団体の場合は省略) 代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印</p> <p>平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知の あつた事業について、下記により金 円を概算払いによって交付 を受けるため、農山漁村振興交付金交付要綱第13の規定に基づ き、下記のとおり請求する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

平成 年 月 日現在

区分	事業に 要する経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了 予定年月 日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 迄予定 出来高	金額	月 日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合計										

(注) 1 区分の欄は、別表1の区分の欄の事業名を記載する。
 2 出来高については、小数点以下第2位を切り上げし小数点以下第1位まで記載する。

平成 年 月 日

区分	交付事業に 要する経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了 予定年月 日	備考
			金額	出来高	金額	月 日 迄予定 出来高	金額	月 日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合計										

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

別記様式第5号 (第14関係)

平成 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、
それぞれ同表右欄に掲げる者

別記様式第5号 (第14関係)

平成 年度第 四半期農山漁村振興交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、
別表の1(1)、(2)及び(3)①から⑤まで、2、3、4(1)から(3)まで及び(4)①並びに5の事業にあつては事業を実施しようとする
地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は

官署支出官地方農政局総務部長殿

交付決定者が大臣である事業にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
 交付決定者が内閣府沖縄総合事務局長である事業にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長、
 交付決定者が地方農政局長である事業であって、事業を実施しようとする地域が北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、その他の都県に所在する場合は官署支出官地方農政局総務部長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
 団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
 代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農山漁村振興交付金交付要綱第 14 の規定に基づき、第 ・四半期の末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

区分	事業に要する経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告	今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月日迄予定出来高	金額	月日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

地方農政局長

官署支出官地方農政局総務部長殿

別表の1 (3) ⑥及び4 (4) ②の事業にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、
 別表の1 (1)、(2)及び(3)①から⑤まで、2、3、4 (1)から(3)まで及び(4)①並びに5の事業にあっては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局管内に所在する場合は官署支出官地方農政局総務管理官、沖縄県に所在する場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長、その他の都府県に所在する場合は官署支出官地方農政局総務部長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
 団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
 代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農山漁村振興交付金交付要綱第 14 の規定に基づき、第 ・四半期の末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日

区分	交付事業に要する経費	国庫交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告	今回請求額 (C)		残高 (A-(B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月日迄予定出来高	金額	月日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

合計																					
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 区分の欄は、別表1の区分の欄の事業名を記載する。
2 出来高については、小数点以下第2位を切り上げし小数点以下第1位まで記載する。

合計																					
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

別記様式第6号（第14関係）

平成 年度農山漁村振興交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、
それぞれ同表右欄に掲げる者

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
 団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
 代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知があつた事業について、農山漁村振興交付金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事 業 遂 行 状 況

別記様式第6号（第14関係）

平成 年度農山漁村振興交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、
別表の1(1)、(2)及び(3)①から⑤まで、2、3、4(1)から(3)まで及び(4)①並びに5の事業にあつては事業を実施しようとする
地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は
地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
 団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
 代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知があつた事業について、農山漁村振興交付金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事 業 遂 行 状 況

区 分	実 施 計 画		○月末出来高		進 捗 率 <u>(B/A)</u>	備 考
	<u>事業に要する経費(A)</u>	国庫交付金	<u>事業費(B)</u>	国庫交付金		
	円	円	円	円	%	
合 計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 2 「実施計画」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された金額について記載すること。
 3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（施設整備工事は、出来高を金額に換算した額、それ以外は事業に要した支払額）を記載すること。
4 進捗率については、小数点以下第2位を切り上げし小数点以下第1位まで記載する。

2 事業着手年月日 平成 年 月 日

3 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

別記様式第7号（第15第1項関係）

平成 年度農山漁村振興交付金実績報告書

区 分	実 施 計 画		○月末出来高		進 捗 率	備 考
	<u>事業費</u>	国庫交付金	事業費	国庫交付金		
	円	円	円	円	%	
合 計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 2 「実施計画」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された金額について記載すること。
 3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（施設整備工事は、出来高を金額に換算した額、それ以外は事業に要した支払額）を記載すること。
 (新設)

2 事業着手年月日 平成 年 月 日

3 事業の完了予定年月日 平成 年 月 日

別記様式第7号（第15第1項関係）

平成 年度農山漁村振興交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、
それぞれ同表右欄に掲げる者

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった
事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農山漁村振興交付
金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として農山漁村振興交付金 円の交付を請求
する。)

記

1・2 (略)

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要した 経費	負担区分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村 費	その他	
	円	円	円	円	円	
1 ○○対策 (1) △△対策 ア ××事業 (ア) □□						

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、
別表の1(1)、(2)及び(3)①から⑤まで、2、3、4(1)から(3)まで及び(4)①並びに5の事業にあつては事業を実施しようとする
地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は
地方農政局長

住 所 (地方公共団体の場合は省略)
団 体 名 (地方公共団体の場合は省略)
代表者役職 (都道府県知事、市町村長) 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった
事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農山漁村振興交付
金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として農山漁村振興交付金 円の交付を請求
する。)

記

1・2 (略)

3 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要した 経費	負担区分				備 考
		国庫交付金	都道府県費	市町村 費	その他	
	円	円	円	円	円	
1 都市農村共生・対流 及び地域活性化対策 (1) 地域資源活用対策 (2) 人材活用対策						

※別表 1 の区分の欄に
掲げる区分を記載する。

(3) 農福連携対策

①福祉農園等整備事業

②福祉農園等支援事業

③受入環境整備事業

④農作業等支援サポーター育成・派遣事業

⑤就農等支援研修事業

⑥農福連携普及啓発等推進対策事業

2 山村活性化対策

3 農山漁村活性化整備対策

事業費

都道府県附帯事務費

費

市町村附帯事務費

4 農泊推進対策

(1) 農泊推進事業

(2) 人材活用事業

(3) 施設整備事業

(4) 広域ネットワーク

推進事業

①都道府県単位における取組

②全国単位における取組

5 農山漁村滞在型旅行

泊食分離実証事業

合	計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 (略)

5 収支精算

(1) (略)

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
<u>1 ○○対策</u> <u>(1) △△対策</u> <u>ア ××事業</u> <u>(ア) □□</u>					
※別表1の区分の欄に 掲げる区分を記載する。					

<u>(1) 泊食分離推進事業</u> <u>(2) 泊食分離施設整備</u> <u>事業</u>						
合	計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 (略)

5 収支精算

(1) (略)

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
<u>1 都市農村共生・対流</u> <u>及び地域活性化対策</u> <u>(1) 地域資源活用対策</u> <u>(2) 人材活用対策</u> <u>(3) 農福連携対策</u> <u>①福祉農園等整備事</u> <u>業</u> <u>②福祉農園等支援事</u> <u>業</u> <u>③受入環境整備事業</u> <u>④農作業等支援サポ</u> <u>ーター育成・派遣事</u> <u>業</u> <u>⑤就農等支援研修事</u>					

						業					
						⑥農福連携普及啓発等推進対策事業					
						2 山村活性化対策					
						3 農山漁村活性化整備対策					
						事業費					
						都道府県附帯事務費					
						市町村附帯事務費					
						4 農泊推進対策					
						(1) 農泊推進事業					
						(2) 人材活用事業					
						(3) 施設整備事業					
						(4) 広域ネットワーク推進事業					
						①都道府県単位における取組					
						②全国単位における取組					
						5 農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業					
						(1) 泊食分離推進事業					
						(2) 泊食分離施設整備事業					
合	計					合	計				

(削る。)

(注) 区分の欄は、別表の区分の欄の事業名を記載する。

<p>(注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。 なお、間接交付事業者に対し交付金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、間接交付対象事業者に対する交付金の交付が完了した年月日を記載すること。</p> <p>2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写し及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。) また、処分の制限を受ける財産の取得が<u>あつた場合は</u>、別記様式第9号の財産管理台帳を添付すること。</p> <p>3 <u>別表1</u>の区分の<u>2の(1)のウの(イ)及び3の(2)</u>に掲げる経費にあつては、以下の資料を添付すること。 ・地区別事業内容及び配分表(別紙1) ・附帯事務費(別紙2)(該当する支出があつた場合に限り添付するものとする。) ・工事雑費(別紙3)(該当する支出があつた場合に限り添付するものとする。)</p>	<p>(注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。 なお、間接交付事業者に対し交付金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、間接交付対象事業者に対する交付金の交付が完了した年月日を記載すること。</p> <p>2 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は交付金調書の写し及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。) また、処分の制限を受ける財産の取得の<u>有無によらず</u>、別記様式第9号の財産管理台帳を<u>添付することとし、処分の制限を受ける財産の取得がなかつた場合は、同様式に財産の取得がなかつたことを記載し添付すること。</u></p> <p>3 <u>別表</u>の区分の<u>3</u>に掲げる経費にあつては、以下の資料を添付すること。 ・地区別事業内容及び配分表(別紙1) ・附帯事務費(別紙2)(該当する支出があつた場合に限り添付するものとする。) ・工事雑費(別紙3)(該当する支出があつた場合に限り添付するものとする。)</p>
<p>別記様式第8号(第15第3項関係)</p> <p>平成 年度農山漁村振興交付金の消費税仕入控除税額報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p><u>別表2の左欄に掲げる事業実施主体等の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる者</u></p>	<p>別記様式第8号(第15第3項関係)</p> <p>平成 年度農山漁村振興交付金の消費税仕入控除税額報告書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p><u>別表の1(3)⑥及び4(4)②の事業にあつては農林水産大臣、別表の1(1)、(2)及び(3)①から⑤まで、2、3、4(1)から(3)まで及び(4)①並びに5の事業にあつては事業を実施しようとする地域が北海道に所在する場合は農林水産大臣、沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する場合は地方農政局長</u></p>

(略)						
合 計						

(略)						
合 計						